

D 1 - 1 2  
5 年 保 存 (常)  
(令和 8 年 12 月 31 日 まで)  
F N . D 1 - 2 - 3  
鹿 交 企 第 1 8 0 号  
令 和 3 年 1 1 月 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担当 企画指導係 TEL XXXXXXXXXX

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定、届出の確認に関する  
事務処理要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「細則」という。）に基づく緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定、届出の確認については、「緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定、届出等に関する事務処理要領について（通達）」（令和3年2月25日付け鹿交企第33号。以下「旧通達」という。）に基づき処理しているところであるが、緊急自動車等の指定に関する事務処理要領を下記のとおり一部改正したので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和3年11月1日から施行し、旧通達は令和3年10月31日限り廃止する。

## 記

### 1 指定及び届出の区分

#### (1) 指定の対象となる緊急自動車等（以下「指定自動車」という。）

自動車を使用する者の申請に基づき鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する指定自動車は、施行令第13条第1項各号（第1号及び第1号の2を除く。）及び施行令第14条の2第2号に掲げる自動車で、指定の事務は交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）において行うものとする。

#### (2) 届出の確認対象となる緊急自動車等（以下「届出自動車」という。）

自動車を使用する者が公安委員会に届出を行う届出自動車は、施行令第13条第1項第1号及び第1号の2並びに施行令第14条の2第1号に掲げる自動車で、当該用途のために必要な特別の構造又は装置を有するものとする。

届出の事務は、当該届出に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署において行うものとする。

### (3) 例外的な取扱い

#### ア 指定申請が奄美大島以南の離島警察署になされた場合の事務

原則として、指定の事務は交通企画課で行うものであるが、奄美大島以南の市町村に使用の本拠の位置がある自動車は、奄美市の鹿児島運輸支局奄美自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会鹿児島事務所奄美分室(以下「奄美事務所等」という。)で登録を行うことから、奄美警察署、瀬戸内警察署、徳之島警察署又は沖永良部警察署(以下「離島署」という。)に指定申請がなされた場合は、当該申請がなされた離島署において申請の受理及び指定証交付の事務を取り扱うものとし、具体的な処理要領は3の(4)のとおりとする。

#### イ 自衛隊が保有する自動車の特例

施行令第13条第1項第1号の消防用自動車及び第1号の2の救急用自動車は、本来届出自動車であるが、自衛隊が保有する場合は指定自動車として取り扱うものとする。この場合、自衛隊が保有する自動車は、九州運輸局鹿児島運輸支局、軽自動車検査協会鹿児島事務所、奄美事務所等(以下「運輸支局等」という。)への登録手続が不要である。

よって、自衛隊の基地や駐屯地等を管轄する警察署(幹部派出所を含む。)は、自衛隊から緊急自動車等の指定申請があった場合については、申請の受理及び指定証交付の事務を取り扱うものとし、具体的な処理要領は3の(4)のとおりとする。

#### ウ 消防用広報車の取扱い

消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有しない広報車(火災その他の災害の現場において住民の避難、誘導、群衆の整理等を行うための自動車で、拡声装置を備え付け、かつ、車体を赤色に塗ったものをいう。)については、施行令第13条第1項第1号に掲げる届出自動車として取り扱うものとする。

## 2 指定申請及び届出受理時の審査要領

### (1) 形式的審査

#### ア 申請書類の審査

指定申請及び届出(以下「申請等」という。)を受理した際は、別表の緊急自動車・道路維持作業用自動車一覧表(以下「一覧表」という。)の「申請等に必要な書類」欄に掲げる書類があることを確認するものとする。

#### イ 記載事項の審査

指定申請書(細則別記様式第20号)又は届出書(細則別記様式第22号)の記載事項(申請年月日、申請者、使用者、車種・車名、年式、型式、車台番号等)に記載漏れ等の不備がないことを確認し、自動車検査証(以下「車検証」という。)、完成検査終了証等の自動車の構造、車台番号等が証明できる書類により、記載事項をそれぞれ確認するものとする。

### (2) 実質的審査

#### ア 自動車の用途等

申請等に係る自動車が一覧表の「用途」欄に掲げる自動車であるか確認

し、指定自動車又は届出自動車の区分及び申請（届出）先を確認するものとする。この場合、届出自動車は当該用途のために必要な特別の構造又は装置を有するものであることに留意すること。

#### イ 使用者

申請等に係る自動車の使用者が一覧表の「使用者（所有できる機関）」欄に掲げるものであることを確認するものとする。

なお、使用者が所有できる機関以外の者（以下「受託者」という。）が指定自動車の使用者として申請する場合は、受託者へ委託した機関又は受託者に対し、業務委託契約書等の使用関係を証明する書類（写し）の提出を求めるものとする。

#### ウ 車体塗色，警光灯（灯火），サイレン

緊急自動車等の車体塗色，警光灯（灯火）の色，明るさ，取付け位置，サイレンの音量等については，道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。），道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「告示」という。）及び規則において，次の(ア)から(ウ)のとおり定められている。

申請等に係る自動車の車体塗色，警光灯（灯火），サイレンについて，一覧表の保安基準等に関する規定欄に掲げる基準に適合しているかどうか，当該自動車の全体が判明する形態で前面，後面及び両側面からそれぞれ撮影したカラー写真（以下「写真」という。），警光灯（灯火）及びサイレンの仕様書により確認するものとする。

なお，写真，警光灯の仕様書等で確認できない場合は，直接自動車等を確認するものとする。

##### (ア) 車体塗色

###### a 緊急自動車

一覧表の「保安基準等に関する規定」欄の記載のとおり（保安基準第49条第2項，告示第231条第3号）

###### b 道路維持作業用自動車（施行令第14条の2第2号の道路維持作業用自動車に限る。）

車体両側面及び後面の幅15センチメートルの帯状かつ水平の部分白色に，車体のその他の部分を黄色に，それぞれ塗色したもの（規則第6条の2）

##### (イ) 警光灯（灯火）

###### a 緊急自動車

前方300メートルの距離から点灯を確認できる赤色のものであること（保安基準第49条第1項，告示第231条第1号）。

###### b 道路維持作業用自動車

- ・ 車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない（保安基準第49条の2）。
- ・ 黄色であって点滅式のもので，150メートルの距離から点灯を確認できるものであること（告示第232条第1号及び第2号）。

(ウ) サイレン（緊急自動車に限る。）

音の大きさは、その自動車の前方20メートルの位置において90 <sup>デシベル</sup> dB 以上120 <sup>デシベル</sup> dB 以下であること（保安基準第49条第1項、告示第231条第2号）。

### 3 指定申請の取扱い

交通企画課長は、次に掲げるところにより、指定申請の受理等の事務を行うものとする。

#### (1) 緊急自動車等指定証交付簿の作成

受理した指定申請書の内容を審査後、緊急自動車等指定証交付簿（別記第1号様式。以下「指定証交付簿」という。）に必要事項を次のとおり記載し、作成するものとする。

##### ア 指定番号欄

指定番号欄は、西暦年の下二桁と3桁の数字で表記した番号（例えば、2021年に交付した場合、「第21001号」とする。）を記載する。

##### イ 管轄署名、管理番号欄

管轄署名、管理番号欄は、当該自動車の本拠の位置を管轄する警察署及び指定証（細則別記様式第21号）の欄外右下に付記された管理番号を記載する。

##### ウ 交付年月日欄

交付年月日欄は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請受理書（別記第2号様式。以下「指定申請受理書」という。）及び指定証の交付年月日をそれぞれ記載する。

##### エ 指定自動車欄

指定自動車欄は、当該自動車の車種、車名、年式、車台番号等をそれぞれ記載する。

##### オ 返納等年月日欄

細則第24条第4項の規定により指定証の返納を受けた年月日を記載する。

##### カ 申請理由欄

申請理由欄は、新規の申請である場合は「新」に、既に指定自動車があり増車のための申請である場合は「増」に、自動車の代替のための申請である場合は「代替」に○を囲むものとする。

なお、自衛隊の場合は台数が厳格に制限されているので、「○○号車の代替車両」と明示するものとする。

#### (2) 指定申請受理書の作成及び交付

##### ア 指定申請受理書の作成要領

指定証交付簿に必要事項を記載した後、指定申請受理書（自衛隊の申請を除く。以下同じ。）を作成するものとする。この場合において、指定申請受理書右上の番号欄には、指定証交付簿の指定番号を記載するものとする。

##### イ 指定申請受理書の交付

指定申請受理書に交通企画課長の公印を押印し、取扱者欄に階級・氏名を記載して、申請者に交付するものとする。

#### ウ 申請者への教示

指定申請受理書は、運輸支局等において緊急自動車等として登録する際に必要であり、さらに指定証の交付時に返納する必要があるため、指定証の交付時には、当該指定申請受理書及び運輸支局等から発行された車検証の写しを提出するよう申請者に教示するものとする。

#### (3) 指定証の作成及び交付

申請者から提出を受けた車検証の写しに記載してある車両（登録）番号を指定証交付簿に記載するとともに、緊急自動車等指定証受払簿（別記第3号様式。以下「指定証受払簿」という。）に必要事項を記載し、指定証を作成するものとする。この場合、受託者が使用者となる場合については、申請時に提出を受けた業務委託契約書等の使用関係を証明する書類（写し）の契約期間の末日を指定証の有効期限として枠外に記載するものとする。

なお、交付する際は指定証受払簿に受領者の氏名、交付月日、交付者等必要事項を記載するものとする。

#### (4) 離島署の署長又は自衛隊の基地や駐屯地等を管轄する署長（以下「離島署長等」という。）を經由して申請がなされた場合

ア 離島署長等は、次に掲げるところにより、措置するものとする。

##### (ア) 交通企画課長への報告

2の指定申請及び届出受理時の審査要領に基づき処理し、「緊急自動車等指定申請に対する調査結果について（報告）」（別添記載例）に指定申請書、写真等の申請書類を添え、速やかに交通企画課長を經由して報告するものとする。

##### (イ) 指定証の交付等

(ア)の報告により交通企画課長から指定申請受理書及び指定証の送付を受けた場合、申請者に(2)ウの内容を教示して指定申請受理書を交付するものとする。ただし、自衛隊の場合は、指定証に指定年月日を付記して交付するものとする。

後日、申請者から提出された車検証の写しを確認して指定証に車両（登録）番号、指定年月日を付記して交付するものとする。

なお、交付する際は、交通企画課長から送付された指定証受払簿（写し）に受領者の氏名、交付月日、交付者等必要事項を記載するものとする。

##### (ウ) 交通企画課長への送付

指定証を交付後、交付年月日、指定証受領者欄等が記載された指定証受払簿（写し）、指定証及び車検証の写し並びに指定申請受理書を交通企画課長に送付するものとする。

イ 交通企画課長は次に掲げるところにより、措置するものとする。

##### (ア) 離島署長等への送付

離島署長等からア(ア)の報告を受けた場合、(2)の指定申請受理書の作成及び交付の要領により指定申請受理書を作成し、指定証交付簿及び指定証受払簿に必要事項を記載後、指定証受払簿（写し）、指定申請受理書

及び指定証を離島署長等に送付するものとする。

(イ) 指定証交付簿等への記載

離島署長等から送付された指定申請受理書，車検証の写し及び指定証受払簿（写し）により，車両（登録）番号，指定年月日等を確認の上，指定証交付簿及び指定証受払簿を整備し，交通企画課において保管することとする。

(ウ) 指定申請書等の編冊

離島署長等から送付された指定申請書，写真，仕様書，指定証受払簿（写し），指定申請受理書等を編冊するものとする。

4 届出の取扱い

警察署長（以下「署長」という。）は，次に掲げるところにより，届出の確認の受理等の事務を行うものとする。

(1) 緊急自動車等届出確認証交付簿の作成

受理した届出書の内容を審査後，緊急自動車等届出確認証交付簿（別記第4号様式。以下「届出確認証交付簿」という。）に必要事項を次のとおり記載し，作成するものとする。

ア 届出確認番号欄

届出確認番号欄は，西暦年の下二桁と3桁の数字で表記した番号（例えば，2021年に交付した場合，「第21001号」とする。）を記載する。

イ 管理番号欄

管理番号欄は，届出確認証（細則別記様式第23号）の欄外右下に付記された管理番号を記載する。

ウ 交付年月日欄

交付年月日欄は，緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認受理書（別記第5号様式。以下「届出確認受理書」という。）及び届出確認証の交付年月日をそれぞれ記載する。

エ 届出自動車欄

届出自動車欄は，当該自動車の車種・車名，年式，車台番号等をそれぞれ記載する。

オ 返納等年月日欄

細則第24条第4項の規定により届出確認証の返納を受けた年月日を記載する。

カ 届出理由欄

届出理由欄は，新規の届出である場合は「新」に，既に届出自動車があり増車のための届出である場合は「増」に，自動車の代替のための届出である場合は「代替」に○を囲むものとする。

(2) 届出確認受理書の作成及び交付

ア 届出確認受理書の作成要領

届出確認証交付簿に必要事項を記載した後，届出確認受理書を作成するものとする。この場合において，届出確認受理書右上の番号欄には，届出確認証交付簿の届出確認番号を記載するものとする。

イ 届出確認受理書の交付

届出確認受理書に署長の公印を押印し、取扱者欄に階級・氏名を記載して、届出者に交付するものとする。

ウ 届出者への教示

届出確認受理書は、運輸支局等において緊急自動車等として登録する際に必要であり、さらに届出確認証の交付時にも必要であることから、当該届出確認受理書及び運輸支局等から発行された車検証の写しを提出するよう届出者に教示するものとする。

(3) 届出確認証の作成及び交付

届出者から提出を受けた車検証の写しに記載してある車両（登録）番号を届出確認証交付簿に記載するとともに、緊急自動車届出確認証受払簿（別記第6号様式。以下「届出確認受払簿」という。）に必要事項を記載し、届出確認証を作成するものとする。

なお、交付する際は届出確認証受払簿に受領者の氏名、交付月日、交付者等必要事項を記載するものとする。

5 再交付の取扱い

交通企画課長及び署長は、次に掲げるところにより、再交付申請の受理等の事務を行うものとする。

(1) 再交付申請書の受理

指定証又は届出確認証（以下「指定証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書（細則別記様式第24号）とともに、車検証の写し及び指定証等（亡失の場合を除く。）を提出させるものとする。

(2) 指定証等の作成

正当な理由のある再交付申請の場合は、指定証は指定証受払簿に、届出確認証は届出確認証受払簿に、それぞれ必要事項を記載し、速やかに指定証等を作成し、指定証等の欄外右上に㊦と朱書きし、申請者に交付するものとする。この場合において、指定番号又は届出確認番号、指定年月日又は確認年月日等については全て再交付前と同じ番号、年月日等を記載するものとする。

なお、交付する際は指定証受払簿又は届出確認証受払簿に受領者の氏名、交付月日、交付者等必要事項を記載するものとする。

(3) 指定証交付簿等への記載

指定証等を再交付した際は、指定証交付簿又は届出確認証交付簿の交付年月日欄外に「再交付」と朱書きするものとする。

(4) 交付後20年を経過した指定証及び交付後10年を経過した届出確認証を再交付申請してきた場合の措置

指定申請書の保存期間は20年、届出書の保存期間は10年と規定されていることから、保存期間を経過している場合は、新たに申請等を行わせるものとする。

(5) 署長に指定証の再交付申請がなされた場合

ア 署長は、再交付申請書を交通企画課長に送付し、その後、送付される指

定証を申請者に交付するものとする。

イ 交通企画課長は 署長から送付された再交付申請書に基づき指定証を作成するとともに、指定証交付簿に必要事項を記載し署長に送付するものとする。

#### 6 記載事項変更の取扱い

記載事項変更の対象となる項目は、自動車の使用者の住所及び氏名（名称及び代表者名）に関する変更のみであり、これ以外の項目に変更が生じたときは、新たな申請等が必要となる。

指定証等の記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更届出書（細則別記様式第25号）に、既に交付を受けている指定証等の写しを添えて提出させるものとし、受理後の手続は、3及び4に定める取扱いと同様とする。

なお、変更前の指定証等については、変更後の指定証等の交付時に返納を受けるものとし、返納後の取扱いについては7に定めるとおりとする。

#### 7 返納の取扱い

緊急自動車等の廃車、用途変更等により緊急用務に使用しなくなった場合は、指定証等を速やかに返納させ、指定証交付簿又は届出確認証交付簿に返納等年月日を記載した後、廃棄するものとする。

また、指定証等の再交付を受けた後において亡失した指定証等を発見したときも同様とする。

#### 8 指定証等の管理

指定証等は欄外右下に付記した管理番号によって管理することから、指定証等を受け入れた際は、指定証受払簿又は届出確認証受払簿に管理番号、受入日を実際に記載し、施錠設備のある保管庫で保管するものとする。

また、指定証等を交付する際は、払出日、払出先等を確実に記載し、適切な管理に努めるものとする。

#### 9 その他の取扱い

1 台の自動車に消防用自動車（ポンプ車）及び救急用自動車の機能を兼ね備えた自動車（以下「消防救急車」という。）の取扱い

消防救急車の届出がなされた場合は、次に掲げる項目を確認の上、消防用自動車及び救急用自動車それぞれについて届出を受理するものとする。

##### (1) 特別の構造等について

消防救急車は、消防用自動車（ポンプ車）及び救急用自動車のそれぞれの用務において使用されることから、消防のために必要な特別の構造又は装置を有すること、及び傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有することを確認するものとする。

##### (2) 車体塗色について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上、消防救急車の車体の形状は消防用自動車として取り扱われることから、車体塗色は大部分が朱色であることを確認するものとする。

#### 10 指定及び届出の専決

緊急自動車等の指定及び届出の手続は、次の表のとおり専決事項となってい

る。

専決	専決者	根拠
指定	交通企画課長	鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号）別表第2交通企画課の表中，施行令第13条第1項及び第14条の2第2号
届出の確認	警察署長	鹿児島県公安委員会事務決裁規程別表第2交通企画課の表中，施行令第13条第1項及び第14条の2第1号

11 交付簿等簿冊の備付け

交通企画課及び警察署に次に掲げる簿冊等を備えるものとする。

(1) 交通企画課

- ア 緊急自動車等指定証交付簿 (保存期間20年 (常))
- イ 緊急自動車等指定申請書 (保存期間20年 (常))
- ウ 緊急自動車等指定証受払簿 (保存期間1年)
- エ 緊急自動車等届出確認証受払簿 (保存期間1年)

(2) 警察署

- ア 緊急自動車等届出確認証交付簿 (保存期間20年 (常))
- イ 緊急自動車等届出書 (保存期間10年 (常))
- ウ 緊急自動車等届出確認証受払簿 (保存期間1年)

別表（2の(1), (2)関係）

緊急自動車・道路維持作業自動車一覧表

区分	申請先	施行令	用途	使用者 (所有できる機関)	保安基準等に関する規定 (注1)	申請等に必要な書類	
指定自動車	交通企画課（離島署にあつては受理及び交付の事務に限る。）	第13条第1項	第1号の3	消防用自動車（施行令第13条第1項第1号に掲げるものを除く。） （消防のために必要な特別の構造又は装置（以下「構造等」という。）を有する必要はない。）	消防機関	○車体塗色は朱色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定申請書 （細則別記様式第20号）</li> <li>○ 改造後の写真 （前面、後面、両側面の四面から撮影したもの）</li> <li>○ 構造、車台番号等が分かる書類の写し （車検証、完成検査終了証等）</li> <li>○ 警光灯（灯火）の仕様書</li> <li>○ サイレンの仕様書 （施行令第13条第1項各号の緊急自動車に限る。以下同じ。）</li> </ul> <p>【必要により添付する書類】 使用者が所有できる機関以外の場合で業務委託契約等を締結している場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務委託契約書等の写し</li> </ul> <p>※ 道路維持作業用自動車の申請者は、道路管理者に限る。</p>
			第1号の4	救急用自動二輪車	県, 市町村	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第1号の5	医師派遣用自動車（傷病者の所在する場所までの医師運搬車）	医療機関	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第1号の6	ホスピスカー（傷病者の居宅までの医師搬送車）	医療機関	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第1号の7	警察用自動車	警察	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第2号	自衛隊用自動車	自衛隊	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第3号	検察庁用自動車	検察庁	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第4号	刑務所等の矯正施設用自動車	刑務所, 少年刑務所, 拘留所, 少年院等の矯正施設	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第5号	入国者収容所, 地方出入国在留管理局用自動車	入国者収容所, 地方出入国在留管理局	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第6号	公益事業における危険防止のための応急作業用自動車	電気, 水道, 鉄道, ガス, 通信電話, 路上障害物排除等の事業者	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第7号	水防用自動車	国, 県, 市町村	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第8号	血液製剤応急運搬用自動車	血液製剤販売事業者	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第8号の2	摘出された臓器, 臓器の摘出をしようとする医師等の応急運搬用自動車	医療機関	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
			第9号	道路の応急作業用自動車	道路管理者	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン	
第10号	妨害電波探査用自動車	総合通信局, 沖縄総合通信事務所	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン				
第11号	事故例調査用自動車	交通事故調査分析センター	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン				
第12号	原子力災害時の拡大防止等応急対策用自動車	国, 県, 市町村, 原子力事業者等	○車体塗色は制限なし ○赤色の警光灯 ○サイレン				
第14条の2	第2号	道路維持作業用自動車（道路の損傷箇所等を発見するための自動車。道路パトロール車など） （道路を維持し, 若しくは修繕し, 又は道路標示を設置するため必要な特別の構造等を有する必要はない。）	道路管理者	○車体塗色は注2のとおり ○黄色の灯火			
区分	届出先	施行令	用途	使用者 (所有できる機関)	保安基準等に関する規定 (注1)	申請等に必要な書類	
届出自動車	警察署	第13条第1項	第1号	消防用自動車 （消防のために必要な特別の構造等を有するもの。） 【特例：特別の構造等を有しない消防用広報車等で拡声装置を有するものは届出とする。】	消防機関 その他の者（自衛消防団, 私設消防）	○車体塗色は朱色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出書 （細則別記様式第22号）</li> <li>○ 改造後の写真 （前面、後面、両側面の四面から撮影したもの）</li> <li>○ 構造、車台番号等が分かる書類の写し （車検証、完成検査終了証等）</li> <li>○ 警光灯（灯火）の仕様書</li> <li>○ サイレンの仕様書</li> </ul>
			第1号の2	救急用自動車 （傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造等を有するもの。）	国, 県, 市町村, 医療機関等	○車体塗色は白色 ○赤色の警光灯 ○サイレン	
		第14条の2	第1号	道路維持作業用自動車 （道路を維持し, 若しくは修繕し, 又は道路標示を設置するため必要な特別の構造等を有するもの。）	その自動車を使用する者	○車体塗色は制限なし（注3） ○黄色の灯火	

注1：赤色の警光灯：前方300メートルの距離から点灯を確認できる赤色のものであること。黄色の灯火：車体の上部の見やすい箇所に備え付け、黄色であつて点滅式のものであり、150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。サイレン：前方20メートルの位置において90dB以上120dB以下であること。

注2：車体の両側面及び後面の幅15cmの帯状かつ水平の部分を白色に、車体のその他の部分を黄色に、それぞれ塗色したもの。

注3：車体塗色の制限はないが、習慣的又は事故防止対策として、道路パトロールカーと同様に黄色にしている場合が多い。

緊急自動車等指定証交付簿

年

決 裁				指定番号	管轄署名 ----- 管理番号	交付年月日		指定自動車				返納等 年月日	申 理 請 由
課 長	理事官	補 佐	係 長			指定申請 受理書	指定証	車 種 車 名	年式 ----- 車台番号	登録 車両番号	用 途		
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	
						年	年					年	・新 ・増 ・代替
						月 日	月 日					月 日	

第2号様式（3の(1)ウ, (2)ア関係）

第 号	
（ 緊 急 自 動 車 ） 道路維持作業用自動車	
指定申請受理書	
指定する自動車の 使用者の住所 及び氏名（名称 及び代表者名）	
車 種 ・ 車 名	
年 式	年
車 台 番 号	
用 途	
道路交通法施行令第13条第1項 上記自動車を の規定 道路交通法施行令第14条の2第2号 緊 急 自 動 車 に基づき, として申請を受理した。 道路維持作業用自動車 年 月 日 鹿児島県警察本部交通部交通企画課長 印	
取扱者	

※車検終了後、この受理書を「自動車検査証」の写しとともに提出してください。

緊急自動車等指定証受払簿

決 裁					管理番号	受払状況		払出先 (事業所名等)	指定番号	交付月日	指定証 受領者
課長	理事官	補佐	係長	担当者		受入日	払出日			交付者	
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				

緊急自動車等届出確認証交付簿

決 裁				届出確認 番 号	管理番号	交付年月日		届出自動車				返納等 年月日	届 出 理 由	
署 長	副署長 次 長	課 長	代 理			届 出 確 認 受 理 書	確 認 証	車 種 車 名	年 式 車 台 番 号	登 録 車 両 番 号	用 途			使用者の住所・氏名等 (名称及び代表者)
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替
						年 月 日	年 月 日						年 月 日	・新・ 増・ 代 替

第5号様式（4の(1)ウ, (2)ア関係）

第 号	
( 緊 急 自 動 車 ) 道路維持作業用自動車	
届出確認受理書	
届出をした自動車の使用者の住所及び氏名（名称及び代表者名）	
車種・車名	
年 式	年
車台番号	
用 途	
道路交通法施行令第13条第1項 上記自動車を の規定 道路交通法施行令第14条の2第1号 緊 急 自 動 車 に基づき、 として届出を受理した。 道路維持作業用自動車 年 月 日 警察署長 印	
取扱者	

※車検終了後、この受理書を「自動車検査証」の写しとともに提出してください。

緊急自動車等届出確認証受払簿

決 裁					管理番号	受払状況		払出先 (事業所名等)	確認番号	交付月日	確認証 受領者
署 長	副署長 次 長	課 長	代 理	担当者		受入日	払出日			交付者	
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				
						年 月 日	年 月 日				

別添記載例（3の(4)ア(7)関係）

1	年	未	満	保	存			
(		年	月	日	まで)			
F	N	.	D	1	-	2	-	3
○	○			交	号			外
				年		月		日

鹿児島県公安委員会 殿

○	○	署	長
担当		TEL	-

緊急自動車等指定申請に対する調査結果について（報告）

見出しのことについて調査した結果は、下記のとおりであり、申請どおり指定しても支障ないものと認められるので報告する。

記

1 申請者  
住所及び氏名（名称及び代表者名）

2 復命事項

- 例(1) 申請自動車は、道路交通法施行令第 条第 項第 号に該当する自動車であり、使用者は当該自動車を所有できるものである。
- (2) 申請自動車は、道路運送車両の保安基準第49条第1項  
道路運送車両の保安基準第49条の2  
に定める警光灯、サイレンを備えている。
- (3) 申請自動車は、道路交通法施行規則第6条の2  
道路運送車両の保安基準第49条第2項  
に定める車体塗色である。
- (4) 本件申請は、（新規，代替，増車）による申請である。
- (5) その他参考事項